

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

■ 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで ■

1. 区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	53
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	20
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	2
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	9
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	

3. 区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	

4. 区分4に分類される手術 手術の件数

	胸腔鏡下手術, 腹腔鏡下手術	204
--	----------------	-----

5. その他の区分に分類される手術 手術の件数

	人工関節置換術	27
	乳児外科施設基準対象手術	
	ペースメーカー移植術	13
	ペースメーカー交換術(電池交換を含む)	10
	冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	
	経皮的冠動脈形成術	6
	経皮的冠動脈ステント留置術	62